

## 議案第 84 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例  
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年川崎市条例第 46 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。